

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、全てのステークホルダーから信頼され、企業としての社会的責任を全うすることで企業価値を高めていくために、経営の健全性・透明性を確保しつつ公正で効率的な経営システムを構築・維持していくことが、最も重要な経営課題の一つと考えています。

また、投資者への適時適切な会社情報の提供が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、迅速・正確かつ公平な開示を行うよう「内部情報管理規程」において公表の時期や担当について定義するなど、情報管理・内部統制機能の充実に努めています。

さらに全役員・全従業員の一人ひとりに「企業理念」の構成要素としての存在意義・経営姿勢・行動指針を理解させ、その浸透を図るとともに正しく実践するための基本姿勢として「企業行動規範」を制定し、コンプライアンスに対する意識を高めることに努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2 株主総会招集通知の発送前開示】

当社は、現時点では株主総会招集通知発送日の前までにTDnetおよび当社ウェブサイトへの公表は行っておりませんが、2016年度より実施する方向で検討してまいります。

【補充原則4-8-1 独立社外者のみの会合の開催による情報交換・認識の共有】

当社は、社外役員の情報交換・認識共有の場として、監査役会（常勤監査役2名、独立社外監査役2名で構成）と独立社外取締役が定期的に面談を行う機会を設けております。常勤監査役も面談に参加することでより詳細な情報を独立社外役員と共有し、現状の認識を図ることで取締役会における議論へより積極的に貢献いただくことを期待しております。

今後においては社外取締役、社外監査役の意見も踏まえながら、独立社外者のみの会合について検討してまいります。

【補充原則4-10-1 指名・報酬などへの独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、独立社外取締役を含む任意の諮問委員会の設置等、より一層の独立社外取締役の適切な関与、助言を得る仕組みを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社は、当社との取引関係の維持・強化を基本にしつつ、中長期的な経済合理性を検証の上、当社の企業価値向上に繋がると判断する株式を保有することとしています。この保有に関しては、取締役会にて中長期的なリスク・リターンを踏まえた保有の合理性および企業価値向上の観点から効果の検証を行い、継続保有に該当しないとの判断に至る場合は、適宜市場動向を見ながら売却致します。

2. 議決権行使の基準

当社は、原則として全ての政策保有株式に関して議決権の行使を行います。この場合、保有先の企業価値向上の観点から賛否を適切に判断し、株主価値が大きく毀損される場合は反対票を投じるとともに、取引先との関係強化に活かす方向で議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引についての手続と枠組み】

当社と関連当事者間の取引につきましては、会社および株主共同の利益を害することの無いよう、法令および社内規程で取締役会の承認を必要としており、またその取引結果を取締役会へ報告することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の企業理念や中期経営計画につきましては、下記にてご案内しております当社ウェブサイトに掲載するとともに、決算説明会やIR活動等を通じて説明しております。

＜企業理念＞

<http://www.ngkntk.co.jp/company/vision.html>

＜中期経営計画＞

http://www.ngkntk.co.jp/ir/business_planning.html

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針につきましては、本報告書「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬方針および手続につきましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」の「1. 組織構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」に定める「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しています。

また、業務執行を担う執行役員の報酬については、一定割合を業績連動報酬として、全社業績目標および各執行役員の個人別業績目標を代表取締役による協議の場で評価して決定しています。なお、今後は任意の諮問委員会の設置等、より一層の独立社外取締役の適切な関与、助言を得る仕組みを検討してまいります。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選任にあたっては、代表取締役による協議を経た後、取締役会に上程しており、監査役の選任にあたっては、代表取締役による協議を経た後、監査役会の同意をもって取締役会へ上程しております。
当社では、2名の社外取締役および2名の社外監査役を選任しており、全員を独立役員として金融商品取引所に届出をしています。なお、今後は任意の諮問委員会の設置等、より一層の独立社外取締役の適切な関与、助言を得る仕組みを検討してまいります。

5. 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者の略歴、地位、担当及び兼職の状況につきましては、株主総会参考書類に記載しております。また、社外取締役候補および社外監査役候補につきましては、略歴、地位、担当および兼職の状況に加えて、各候補者の選任理由およびその独立性について、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社の取締役会は、法令および定款に定められている事項のほか、取締役会規程において取締役会で決議する事項を定めています。それ以外の業務執行の決定につきましては、社長執行役員以下の経営陣に委任しており、その内容は各種基本方針や決裁規程等の社内規程において明確に定めています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、2名の独立社外取締役を選任しています。当該独立社外取締役は、経営から独立した社外の視点で監視・監督を担い、取締役会の中で株主をはじめとするステークホルダーの視点で発言され、現在の体制でも審議状況等を牽制する体制になっています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、会社法で定められた社外取締役の要件および金融商品取引所が定める独立役員の独立性基準に加えて、下記の通り当社独自の「独立役員選任基準」(※注1)を策定し、これら全てを満たす者を独立社外取締役に選任することといたします。

1. 当社グループとの間で、直近過去3年間に於ける双方いずれかの連結売上高の2%以上の取引がある取引先において、直近過去3年間に取締役、監査役、執行役または支配人その他の使用人(執行役員を含み、社外取締役、社外監査役を除く。以下「取締役等」という)になったことがない者
2. 当社グループの現在の主要株主および当社グループが主要株主である会社の取締役等でない者
(なお、主要株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主とする)
3. 当社グループの主要借入先において、直近過去3年間に在籍していない者(なお、主要借入先とは、当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者とする)
4. 当社グループから現在報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でない者
5. 当社グループが直近過去3年以内のいずれかの年度において1,000万円以上の寄付をしていない者(※注2)
6. 当社グループから取締役等を受け入れている会社またはその子会社の取締役等でない者
7. 現在または過去における当社グループの取締役等の二親等以内の親族でない者
8. 当社グループと恒常的に実質的な利益相反が生じる恐れのない者

(注1)ただし、企業合併その他意図せずした背景等で第三者に対して明確に独立性を説明できる理由がある場合には、上記に該当した場合でも独立役員の意見を尊重したうえで認める場合があります。

(注2)ただし、1,000万円以上の寄付を行った場合であっても、当該寄付が独立役員候補者との同一の大学・研究所等に所属する別の教授や研究室に個別に行われた寄付である等、第三者に対して当該寄付が独立役員候補者の独立性の判断に影響を与えないことを明確に説明できる理由がある場合には、独立役員の意見を尊重したうえで認める場合があります。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な人材で構成することが重要であると考えております。
また、社外取締役を複数名(現在2名)選任して取締役会を構成することを通じて、経営から独立した社外の視点を取り入れて監督機能を強化し、透明性を確保することを重視しております。

【補充原則4-11-2 取締役および監査役の兼任状況】

社外取締役および社外監査役の兼任状況につきましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】及び【監査役関係】」に記載しております。
また、社外取締役および社外監査役以外の取締役・監査役の兼任状況につきましては、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要】

当社は取締役会を毎月1回定例的に開催する他、必要に応じて随時開催することで、重要な業務執行について適時適切に審議しております。また、独立社外取締役がその経験・知識を活かして多角的な視点から発言し、取締役会では活発な議論が行われております。
加えて、業務執行取締役が定期的に自身が担当する業務執行状況について報告し、業務執行に対するの監督を実施することで取締役会の実効性向上に努めております。

取締役会の実効性評価については、毎年監査役会が取締役の業務の適正状況を含めた内部統制システムの運用状況を監査するために各取締役のヒアリングを実施し、必要に応じて取締役または取締役会に対し、改善を助言または勧告を行っております。今後は取締役会の機能をさらに向上させる観点より、各取締役の自己評価を含めた評価手法について検討していきます。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役および監査役に対して、期待される役割・責務を適切に果たすために必要な支援を適宜実施しております。
取締役につきましては、外部セミナーの受講等を通じて職責を果たすために必要な知識の習得に努めるとともに、取締役・執行役員全員が参加する役員研修を開催し、経営課題の共有・解決に努めております。なお、社外取締役につきましては各部門から事業・業務内容等の説明を受け、主要事業所を視察することを通じて当社グループへの理解を深めるよう努めております。
監査役につきましては、監査手法、関係法令および会計監査に必要な財務会計の知識等を習得するため、適宜外部セミナーを受講しております。また、工場、子会社への往査訪問や工場視察を行うことを通じて当社への理解を深める機会を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、株主総会のほか様々な機会を捉えて、株主との間で建設的な対話を行っ

てまいります。そうした対話を通じて、株主の声に適切な関心を払うとともに、経営方針を株主に明確に説明し、理解をいただくように努めます。具体的な方針は以下の通りです。

1. 代表取締役社長は、株主との対話全般について統括し、株主との建設的な対話が実現するように努めます。
2. 広報部門・経営管理部門を統括する取締役は、経理部門、株式担当部門、法務部門、IR担当部門との協働を所管し、経営企画部門や事業部門など関連部署と連携をとりながら、経営陣による株主との対話をサポートいたします。
3. 株主・機関投資家との個別面談を実施するほか、投資家・アナリスト向けに説明会やコンファレンスコールを開催いたします。また証券会社等が主催する個人投資家向け説明会等にも積極的に参加し、株主・投資家との対話の手段の充実に取り組みます。
4. 投資家説明会等に関する情報や資料を当社ウェブサイトに掲載し、情報の開示を行ってまいります。
5. 株主との対話の内容は、全取締役に報告し、対話において把握した株主の意見や懸念を受け、適切な対応策を検討、あるいは業務運営に活かしてまいります。
6. 対話に際してのインサイダー情報の管理については、当社の関連社内規程に基づくほか、開示情報に関しては外部の弁護士の検証を受ける等により慎重に対応いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	16,752,850	7.49
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	16,106,749	7.21
明治安田生命保険相互会社	13,794,569	6.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,676,700	5.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,002,000	4.47
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,541,168	2.93
全国共済農業協同組合連合会	6,138,000	2.75
日本マスタートラスト信託銀行トヨタ自動車口	3,929,075	1.76
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505223	3,691,786	1.65
野村信託銀行株式会社(投信口)	3,659,900	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

1. 平成27年8月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびその共同保有者3社が平成27年7月31日現在当社株式を12,294千株(5.50%)保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。
2. 平成27年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者2社が平成27年6月15日現在当社株式を9,274千株(4.15%)保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。
3. 上記大株主の状況に記載しています株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者2社から、平成24年12月17日に関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しの提出があり、平成24年12月10日現在当社株式を19,497千株(8.72%)保有している旨の報告を受けていますが、そのうち三菱UFJ信託銀行株式会社が保有している旨の報告を受けている12,488千株(5.59%)については、当社として当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができていないため上記大株主の状況には含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大瀧守彦	他の会社の出身者								○			
安井金丸	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大瀧守彦	○	株式会社パソナ 取締役副会長 大瀧守彦氏が取締役副会長を務めている株式会社パソナと当社との間には、人材派遣に関する取引関係がありますが、取引金額は同社売上高の0.01%と極僅少であります。	大瀧守彦氏は、企業経営者としての高い見識、グローバル企業における豊富な経験から、企業価値の最大化という視点で経営をモニタリングいただくため、独立役員として届出をしました。 同氏が取締役副会長を務めている株式会社パソナと当社との間には、人材派遣に関する取引関係がありますが、その取引金額は同社の売上高の0.01%未満と極僅少であることから、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断しております。
		ニチハ株式会社 社外取締役	安井金丸氏は、長年公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、それらを当社経営陣による業務執行の監督ならびに経営陣への助言に活かしていただくため、独立役員として届け出をしました。

安井金丸	○	安井金丸氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身であり、平成5年4月から平成17年3月まで当社の監査業務に携わっておりました。 当社が監査業務等の報酬として同監査法人に支払っている金額は、同監査法人が受取る総報酬額の内、0.1%未満と極僅少であります。 同氏は当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身であります。当社の監査業務から離れて9年経過しており、同監査法人を退職して既に2年が経過しております。 同監査法人は法令に基づいて当社から独立した立場で監査業務を実施していることは勿論のこと、当社の同監査法人に対する報酬額については、同監査法人が受取る総報酬額の内、0.1%未満と極僅少であります。 また、同氏が所長を務めております、安井公認会計士事務所と当社との間には資本関係・取引関係は無いことから、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断しております。
------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による監査への監査役との立会いや、監査役・会計監査人・内部監査部門による定期あるいは随時の会合によって、監査方針・監査計画・監査実施状況および会計制度の改正等の情報交換を相互に行い、緊密な連携を図ることによって、監査の実効性向上に努めています。

監査役と内部監査部門は、定期あるいは随時の会合を開催し、監査方針・監査計画・監査実施状況等の情報交換を行い、緊密な連携を図っています。

必要な場合には、内部監査部門による監査に監査役が立会い、さらに内部監査部門は監査役の求めに応じて調査・報告等を行うなど、お互いの監査の品質向上に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐尾重久	弁護士													
増田健一	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐尾重久	○	中部電力株式会社 社外監査役	佐尾重久氏は、弁護士として企業法務に精通した豊富な経験と実績を有しており、平成20年6月に当社の社外監査役に就任以降、経営全般に対して適宜適切な提言をいただくなど、当社のコーポレートガバナンス強化のため重要な役割を果たしてくださっていることから、社外監査役に選任しています。 また、同氏は証券取引所が掲げる独立要件を満たすことから独立役員に指定しています。
増田健一	○	増田健一氏は、当社の取引先である三菱UFJモルガン・スタンレー証券の前身である国際証券の出身ですが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しています。	増田健一氏は、金融機関での取締役を歴任されており、財務に関する知識また企業経営者としての豊富な経験および幅広い見識を持っていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しています。 また、同氏は一般株主の皆様の目線にも適う監査をされ、適宜適切なご意見を下さっていることから、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

当社は独自の「独立役員選任基準」を策定し、当該基準を満たす者を全て独立役員に指定しております。
なお、「独立役員選任基準」につきましては、本報告書「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本状況」における「1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」の「【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】」に記載しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内、取締役へ支給する賞与の一部を業績連動型報酬としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役 報酬等の総額 489百万円(うち社外取締役 23百万円)
監査役 報酬等の総額 82百万円(うち社外監査役 26百万円)

* 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等: 代表取締役 取締役社長 尾堂真一 108百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

役員の報酬等の額は、経営環境や会社の業績の下、個々の職責および実績等を勘案し株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しています。

なお、当社は、平成20年6月27日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役および担当部門の責任者は、監査役に対して重要な決裁書類を必要に応じ閲覧に供するとともに、業務および財産の状況ならびに監査役の要求事項に対し適切に報告しています。また、監査役が出席する取締役会や各種委員会において重要事項の開示決議を行い、その他必要に応じて各種委員会の運営状況を説明しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行に関して

業務執行に関しては、取締役会の決議によって選任された執行役員に会社の業務執行の責任者として職務に当たらせ、中期経営計画の策定や予算制度の運営により、目標を明確化して経営効率の向上を図ります。

また、取締役会を毎月1回定例的に開催するほか、必要に応じて随時開催するとともに、取締役が参画する経営会議・執行役員会(毎月定例開催)および各種委員会においても活発な議論を行い、速やかな状況把握と環境変化に対応できる体制を整えています。

監査に関しては、監査役会は4名の監査役で構成し、うち2名が社外監査役です。社外からの目も合わせて適時適切な意見が出されています。社外監査役はいずれも当社と取引等の利害関係を有しないことは勿論、利害関係のある組織にも属していません。

会計監査については、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、一般に公正妥当と認められる監査基準による適正な監査を受けています。

2. 監査役の機能強化に係る取組み状況

監査役の要求に基づき、その職務を補助すべきスタッフ1名を置いています。また前述しましたように監査役の求めに応じて内部監査部門も調査・報告等を行い、お互いの監査の品質向上に努めています。

当社の監査役4名の内、社外監査役の増田健一氏は、金融業務に長く従事した経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「相互信頼を深め、未来を見つめた新たな価値を提案し、世界の人々に貢献します」をスローガンとする企業理念を理解した取締役が、相互牽制を働かせながらコーポレートガバナンスを達成しております。また2名の社外監査役をはじめ監査役4名がその役割を全うし、適宜適切な意見・指示をすることから、当社のガバナンス機能は十分に果たされていると考えています。なお、社外取締役として大瀧守彦氏には、グローバル企業における豊かな経験ならびに経営者としての高い見識を、安井金丸氏には、長年の公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社コーポレートガバナンス機能の強化に発揮いただくことを期待し、2015年の定時株主総会で引き続き社外取締役を2名選任しました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月の定時株主総会でも、法定期日より1週間早く発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	2014年6月開催の定時株主総会より議決権行使の電子投票を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および参考書類を英訳し、東証HPおよび当社HPIに掲載しました。
その他	招集通知を読み易くするため、文字のサイズを大きくし、字体もユニバーサルデザインフォントを使用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年4月1日～平成27年3月31日の1年間において、全国各地で13回説明会を開催し、その内2回は代表取締役による説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	1年に2回(第2四半期、第4四半期の決算後)に行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年海外の投資家を訪問して説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページのアドレス: http://www.ngkntk.co.jp/ 決算情報、適時開示資料の他、ニュースリリース、企業理念など会社の取組み状況を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室を窓口としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程「企業行動規範」の中で示しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2000年に「環境社会報告書」と題して、環境への取組みのみならず、企業としての社会的活動内容を紹介。それ以降毎年発行し、今は「CSR報告書」として活動内容をお伝えしています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「相互信頼を深め、未来を見つめた新たな価値を提案し、世界の人々に貢献します。」をスローガンとする企業理念を実現するため、以下のとおり当社並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は、「企業行動規範」及び「CSR方針」を制定し、自らが模範を示すことで、コーポレート・ガバナンスを確立いたします。
- 2) 取締役は、法令・定款に定める事項の決定及び監督を行うために、取締役会を定例の他必要に応じて随時開催すると共に、経営会議、執行役員会及び各種委員会など組織を横断した会議体を設け対応します。更に、企業も社会の一員であるという基本を忘れず、CSR推進規程により、企業理念に基づき当社グループの経済・環境・社会活動をグローバルな視点で再点検し社外への説明責任を果たすことを当社のCSRと定義し、社長を委員長とするCSR委員会を設置してCSR推進に関する重要事項を審議・決定しています。
- 3) 取締役会の業務執行監督機能を強化すると共に意思決定の透明性確保のため、社外取締役を複数招聘しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役は、その職務の執行に係る情報については、取締役会等の重要な会議の議事録及び社内決裁の記録を社内諸規程に従い適切に保存・管理を行い、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものといたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役は、業務執行上のリスクを管理するため、主幹部署を通じて社内諸規程を制定し、研修・訓練を実施することで損失発生の未然防止に努めると共に、各種委員会を設置して指導・監視を実施しています。また損失の危険性が現実化した場合には、直ちに全社横断的な対応をとり事態の収拾を図ると共に、解決した危機の再発防止を図ります。更に、大規模地震等の自然災害または大事故に対する防災対策について、社内規程に定め災害発生時の従業員の初期行動を明確にし、被災後の事業の早期復旧を図る体制の構築をはじめ危機管理に関する体制の整備を行ってまいります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、取締役会の決議によって選任された執行役員に会社の業務執行の責任者として職務に当たさせます。また執行役員及び使用人の職務執行に関する役割分担を、執行役員職務権限規程及び業務分掌規程で定め、中期経営計画の策定や予算制度の運営により、目標を明確化して経営効率の向上を図ります。
- 2) 取締役会を毎月1回定例的に開催するほか、随時開催します。このほか取締役が参画する経営会議・執行役員会（毎月定例開催）及び各種委員会においても活発な議論を行い、速やかな状況把握と環境変化への対応に努めます。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は、当社グループの全使用人の法令・国際ルール・社会規範及び社内諸規程等（以下、法令等という）の遵守及び倫理意識の高揚を促すため、推進体制を整備し、手引書の配布、社内研修等を通じて「企業行動規範」及び「CSR方針」の浸透を図ります。
- 2) 取締役は、CSR方針にそって実行していくにあたり、正しく推進されるようCSR委員会を通じて代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会がコンプライアンス違反の未然防止活動や違反行為があった場合の対応等について指導・監視してまいります。なお法令等違反行為が発見された場合には、是正・再発防止策を講ずると共に社内諸規程により懲戒を行います。
- 3) 取締役は、社内及び社外を受付窓口とする内部通報制度としての企業倫理ヘルプラインを設置し、法令等に違反する行為またはそのおそれがある事項、ならびに従業者自身に及ぶ危険・脅威や心配事等の情報を受付けて、これらを早期に発見、あるいは不祥事を未然に防ぎ、企業活動の透明性を確保いたします。また、ヘルプラインの利用者に対して、通報・相談したことを理由に不利益な取扱いはいたしません。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 取締役は、当社の方針ならびに諸法令に基づきグループ会社全般の適切で円滑な運営が実施されるよう、グループ会社に関する管理方針と管理組織について社内規程で定め指導、管理すると共に、関連制度の一体的な整備・運用に努めます。また、同規程においてグループ会社の重要な事項については、担当役員が取締役会などに報告することにしています。
- 2) 取締役は、当社グループのメンバーで構成する各種会議体・委員会を開催するなど、情報交換・人事交流を推進することで、子会社との効率的な連携体制の確立を図ります。また、子会社への監査役への派遣ならびに当社の内部監査室による内部監査の実施等により、必要に応じて問題点の改善を図ります。なお、企業倫理ヘルプラインについては子会社の役員及び使用人も利用するものとします。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- 1) 取締役は、監査役の要求に基づき、その職務を補助すべき専任の使用人を置きます。
- 2) 取締役は、前号に定める使用人に対する指揮命令に関して取締役、執行役員及び使用人からの独立性を確保し、その異動、評価等を行う場合には事前に監査役の同意を得ます。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

- 1) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して重要な決裁書類を閲覧に供すると共に、業務及び財産の状況ならびに監査役の要求事項に対し適切に報告いたします。子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者も、同様に監査役の要求事項に対し適切に報告するものといたします。また、監査役が出席する取締役会や各種委員会において重要事項の開示・決議を行い、その他必要に応じて各種委員会の運営状況を説明いたします。
- 2) 監査役に対して報告したことを理由に、その者に不利益な取扱いはいたしません。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役が取締役、内部監査部門及び会計監査人と情報交換を図る機会を確保いたします。
- 2) 監査役がその職務を執行するために必要な費用は、監査役からの請求に応じて会社が負担いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。また、警察や外部の専門機関とも緊密な連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰ぐと共に、反社会的勢力への対応に関する事例集を社内配布するなど排除のための体制整備を行っています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

リスク管理に関しては、取締役の指揮のもと主管部署を通じて社内規程やガイドラインを制定し、研修・訓練を実施することで損失発生の未然防止に努めています。また、リスクが現実化した場合には、全社横断的な組織体を形成し事態の収拾を図る体制を整えています。

内部情報は原則として発生後遅滞なく開示するものとし、時期・方法は代表取締役が決定し、代表取締役または代表取締役から委任された総務担当役員が行っています。その他の役職員が公表する場合には、代表取締役および総務担当役員から事前の委任を得て行っています。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

